

事業名： 障害者成年後見制度利用支援事業

福祉課 障がい福祉係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	04 障がい者福祉の充実								
基本事業	03 自立的な社会参加の促進								
開始年度	平成24年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	その他

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

知的障がい者または精神障がい者

手段（事務事業の内容、やり方）

相談事業所、各障がい関係事業所からの連絡や窓口での相談に基づき、裁判所への成年後見の申し立てに必要な費用や手続きの助成を行う。また、成年後見が決定した場合は成年後見人への報酬の支払いを行う。
「江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき対象費用を補助する。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

成年後見人等が必要な障がい者に成年後見人をつけることができる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	市内の知的障がい者及び精神障がい者	人	0	2,649	2,815	2,649
対象指標2						
活動指標1	相談件数	件	0	5	3	5
活動指標2						
成果指標1	支援決定件数	件	0	1	1	2
成果指標2						
事業費(A)		千円	0	60	150	535
正職員人件費(B)		千円	0	1,603	1,563	1,565
総事業費(A+B)		千円	0	1,663	1,713	2,100

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	①後見開始の審判申し立てと費用の助成 ②成年後見人等報酬に要する費用の助成	成年後見人報酬に要した費用 150千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
平成24年度障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の地域生活支援事業の必須事業として事業開始	
事業を取り巻く環境変化	
具体的な申請に至る事案は少ないが、知的障害者、精神障害者の増加、核家族化、保護者の高齢化に伴い今後ニーズが増えていく可能性が高い。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
<input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> 妥当性が低い	理由 根拠 障害者総合支援法に基づく義務的事務事業である。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
<input type="checkbox"/> 貢献度大きい <input checked="" type="checkbox"/> 貢献度ふつう <input type="checkbox"/> 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠 制度利用が必要だが、申し立てをする親族がいない、または資力のない対象者に対して、市長申し立て、後見人等の報酬を助成することにより、知的障害者、精神障害者の権利擁護に貢献している。潜在的な対象者はいると想定されるが、利用者はまだ少ない現状である。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
<input type="checkbox"/> 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば上がっている <input type="checkbox"/> 上がらない	理由 根拠 成年後見制度利用支援事業で平成24年度より継続して1名利用者がおり、司法書士による保佐業務により権利擁護されている。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
<input type="checkbox"/> 成果向上余地 大 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上余地 中 <input type="checkbox"/> 成果向上余地 小・なし	理由 根拠 相談支援事業所など、各関係機関への情報提供や制度の周知を図ることによって潜在的な対象者の利用を促すことができる。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する方法はありますか？	
<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし	理由 根拠 かかるコストに関しては家庭裁判所にて定めた事務手数料や診断書料、もしくは成年後見人等への報酬であるためコストの削減はできない。